

阪神高速道路公団

事業評価監視委員会規程

阪神高速道路公団事業評価監視委員会規程

(趣旨)

第1条 本規程は、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領の策定等について」
(平成15年3月31日付け国官総第702号の2、国官技第351号の2)により
通知された国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の
事後評価実施要領に基づいて阪神高速道路公団(以下「公団」という。)に設置する
阪神高速道路公団事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会
議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 再評価の実施手続を監視し、再評価を実施する事業に関して公団が作成した対応
方針(原案)について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたと
ときには、理事長に対して意見の具申を行うこと。
- 二 事後評価の実施手続を監視し、事後評価を実施する事業に関して公団が作成した
対応方針(案)について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたと
ときには、理事長に対して意見の具申を行うこと。
- 三 事後評価を実施する事業と同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直
しの必要性について審議を行い、その必要性があると認めたとときには、理事長に対
して意見の具申を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、有識者のうちから理事長が委嘱する。

2 委員会は委員5名以内で組織する。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 委員長は、会務を総理する。

8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、審議方法を定めた阪神高速道路公団事業評価監視委員会運営要領を決定する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、計画部調査課において行う。

(その他)

第6条 公団以外の事業主体が実施する事業が公団の実施する事業と密接に関連しており、一連の事業として共同で再評価及び事後評価を実施することが効率的と判断される場合には、理事長は、当該事業の事業主体の長と協議し、再評価及び事後評価の実施方法に関し必要となる事項を定めるものとする。

阪神高速道路公団事業評価監視委員会規程 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 本規程は、<u>「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領の策定等について」</u>(平成15年3月31日付け国官総第702号の2、国官技第351号の2)により通知された国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領に基づいて阪神高速道路公団(以下「公団」という。)に設置する阪神高速道路公団事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 本規程は、<u>建設省所管公共事業の再評価実施要領</u>(平成11年8月13日付け建設省技調発第133号の2事務次官通達。以下「再評価実施要領」という。)及び<u>建設省所管公共事業の事後評価基本方針(案)</u>(平成11年8月13日付け建設省技調発第134号の2事務次官通達。)に基づいて阪神高速道路公団(以下「公団」という。)に設置する阪神高速道路公団事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。</p>

新	旧
<p>(委員会の事務)</p> <p>第2条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一 <u>再評価の実施手続を監視し、再評価を実施する事業に関して公団が作成した対応方針(原案)について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときには、理事長に対して意見の具申を行うこと。</u></p> <p>二 <u>事後評価の実施手続を監視し、事後評価を実施する事業に関して公団が作成した対応方針(案)について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときには、理事長に対して意見の具申を行うこと。</u></p> <p>三 <u>事後評価を実施する事業と同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について審議を行い、その必要性があると認めたときには、理事長に対して意見の具申を行うこと。</u></p>	<p>(委員会の事務)</p> <p>第2条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一 <u>公団が作成した再評価を実施する事業の一覧表及びその事業に対する対応方針(原案)の提出を受け、各事業を取りまく社会状況等を勘案して、再評価審議対象事業を抽出するとともに、再評価実施要領に基づく再評価システムの運用状況等について報告を受けること。</u></p> <p>二 <u>再評価審議対象事業に関し、公団が作成した対応方針(原案)について審議を行い、対応方針(原案)に対し意見がある場合には、理事長に対してその具申を行うこと。</u></p> <p>三 <u>公団が作成した事後評価を実施する事業の評価結果及び改善措置等について審議を行い、評価結果及び改善措置等に意見がある場合には、理事長に対してその具申を行うこと。</u></p>